

やない警 察

子供たちを犯罪被害から守ろう！

県内では、子供に対する犯罪や、その前兆となる声かけ事案などが未だに多く発生しています。

新学期に備え、地域の力で子供たちを犯罪の被害から守りましょう。

◆地域全体で子供たちを見守りましょう

現在、各地域で防犯ボランティア団体が結成され、通学路や子供の遊び場などに対する見守り活動が行われていますが、子供たちを犯罪被害から守るためには、より多くの地域の皆さんの協力が必要です。

散歩や買い物等の外出時には、付近の子供にも目を配り、周りに不審者がいないか注意することで、地域における『見守りの目』となることができます。

一人一人が防犯に対する意識を高め、地域全体で子供たちを犯罪被害から守りましょう。

◆不審者を見かけたら、すぐに110番通報しましょう

早期通報が不審者の特定や検挙に繋がります。

不審な人や車を見かけたら、すぐに110番通報してください。



■問い合わせ

周防大島幹部交番 ☎0820(72)0110  
柳井警察署 ☎0820(23)0110

署 だ よ り

水道開閉栓等について  
電話受付を開始します

水道開閉栓等の受付（開栓（再開）、休止、使用者・所有者変更）については、これまで、総合支所・出張所の窓口への届出、郵送又は電子申請により手続きを行っていただいておりますが、サービス向上のため、平成30年4月から、これまでの手続きに加え電話での受付を開始することといたしました。電話受付の際には、開栓場所、使用する方のお名前、ご住所、電話番号のほか、代理人からのご連絡の場合は、代理人の方のお名前、ご連絡先等を併せてお聞きしますのでご了承ください。

また、これまで同様、開栓（再開）・休止の3営業日前までには、水道課にご連絡くださるようお願いいたします。なお、事前の連絡や手続きがなされていない場合、ご連絡当日の水道使用はできかねますので、早めのご連絡、手続きをお願いします。

電話受付開始に伴い、引き続きトラブルのないよう努めてまいりますのでご協力をお願いします。

■問い合わせ 周防大島町水道課（管理班）  
☎0820(79)1011



消費者トラブルに遭ってしまったら

【相談】

親元を離れ、一人で生活を始めます。もし、消費者トラブルに遭ったらどうすればいいですか。

【処理】

「おかしいな」「不安だな」「だまされたかも」等と感じた場合は、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

【ワンポイント講座】

「利用した覚えのないサイトの利用料を請求された。」「ブランドの商品を、インターネット通販で購入したが偽物のようだ。」等、様々なトラブルに見舞われるかもしれません。そのような時は、消費生活センターに相談してください。

相談する時は、契約書や領収書などの関係書類を手元に揃えましょう。インターネットで購入した場合は、購入画面を印刷しておくことも重要です。それから、勧誘方法等を、書きとめておきましょう。

また、「おかしい」と気づき、契約を断った場合でも、その情報を消費生活センターにご提供ください。いただいた情報は消費者トラブルの未然防止、拡大防止に繋がります。

■問い合わせ

周防大島町商工観光課 ☎0820(79)1003

ご相談は…

柳井地区広域消費生活センター  
☎0820(22)2125  
山口県消費生活センター  
☎083(924)0999